

第 3 5 8 号 答 申

第 1 審査会の結論

公立大学法人名古屋市立大学（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成27年 8月24日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

平成27年 8月 6日付け27総務第 8号の 7弁明意見書において、「当該ハラスメント審査会の委員等に就任し、ハラスメント審査に関わったことで、ハラスメント審査会が行った審査に係る行政文書と関わりのない、委員等に関する情報を請求されている案件が多くある」との記述があるが、当該記載事項を証明できるもの（閲覧は原本）（以下「本件対象文書」という。）

- 2 同年 9月 7日、実施機関は、行政文書公開請求書（平成26年 5月 8日付け（以下「本件行政文書①」という。）、平成26年 5月22日付け（以下「本件行政文書②」という。）、平成26年 9月 5日付け（以下「本件行政文書③」という。））を特定し、一部公開した。（以下「本件処分」という。）
- 3 同年 9月28日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は、本件行政文書を一部公開とした理由について、次のとおり主張している。

行政文書公開請求者に関する情報については、通常他人に知られたくないと認められ、条例第 7条第 1項第 1号に該当するため。

- 2 上記 1に加え、実施機関は、弁明意見書においておおむね次のとおり主張している。
 - (1) 一部公開決定した文書（行政文書公開請求書）において請求された主な内容は以下のとおりである。

- ア 行政文書公開請求書（平成26年 5月 8日付け）
ハラスメント審査会調査委員会委員の旅費の執行に係る支出決定決議書における金額や日付の違いについて理由のわかる文書
- イ 行政文書公開請求書（平成26年 5月22日付け）
ハラスメント審査会調査委員会委員の海外派遣申請書一式
- ウ 行政文書公開請求書（平成26年 9月 5日付け）
ハラスメント審査会委員等の出勤簿

(2) 上記アからウについては、ハラスメント審査会が行った審査に関わりのない、委員等に関する情報を請求するものであり、本件公開請求に係る行政文書として適当である。

第 4 異議申立人の主張

1 本件異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、請求内容を満たす行政文書を特定して公開することを求める。

2 本件異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している不服申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 「ハラスメント審査会が行った審査に係る行政文書と関わりのない、委員等に関する情報を請求されている案件が多くある」との記述があるが、当該記載事項を証明できるものを公開請求しているものであり、明らかに失当である。

(2) まず、平成26年 5月 8日付け行政文書公開請求書は、人間文化研究科准教授のハラスメント審査会に係る調査委員会を欠席して渡仏しているが、その旅行等について疑義があったので、公開請求したものである。

次に、同年 5月22日付け行政文書公開請求書も、同様に人間文化研究科准教授の旅行について説明責任を果たしてもらったに過ぎない。

最後に、同年 9月 5日付け行政文書公開請求書は、ハラスメント審査会及び調査委員会に係る出勤簿等であるが、当初の開示請求において、ハラスメント審査会は委員の出席 3分の 2が必要なのに、出欠表が開示されず、開催の適否が分からないのであるから、逆に当初から開示されるべきものであろう。

(3) 以上、全て「ハラスメント審査会に係る」公開請求であるが、そもそも、行政文書公開請求に理由など必要なく、「ハラスメント審査会が行った審査に係る行政文書と関わりのない」請求はできないと条例等のどこに書いてあるのか。このような弁明意見書を受け付けている情報公開審査会事務局にも問題があり、明らかに実施機関に加担している。実施機関に勤務している限り、情報公開等で説明責任を果たすのは当然であり、弁明意見書にこのようなことを記述すること自体、貴校の先生方及び職員は自覚がなさすぎる。

(4) したがって、実施機関は、他の情報公開実施機関と違って、「情報公開請求に特別な理由があるようなので、当該理由の分かる」行政文書の特定を適切に行い、直ちに開示すべきである。

(5) 実施機関は、「適切な根拠をもって弁明意見書を作成していること」を証明するためにも、名古屋市情報公開審査会に諮問などせず、異議申立書に沿って適切な当該請求に係る文書等の特定を行い、直ちに開示すべきである。当該文書だけの公開とするならば逆に実施機関が適切な補正を怠り、適正に特定を行っていないことを証明することになる。

(6) ハラスメント調査委員会の委員であった准教授はフランスに外遊していた。調査委員会は 3人しかいないが、委員の 1人は常に欠席であった。残りの 2人のうち 1名は事前に欠席となっていた。そうすると、委員 1名しかいないのになぜ調査委員会が開かれたのか。

開いてもいない会議を開いたというのがおかしい。そこが根底にある。請求することが逸脱した行為であれば、説明するべきである。私共にとっては、請求するなという脅しに近いものであった。請求していけないのであれば、却下すればよいのである。受付を行った以上は請求できるはずである。

第 5 審査会の判断

1 争点

以下の 2点が争点となっている。

(1) 本件行政文書①から③が、本件公開請求の対象となる行政文書に該当するか否か（以下「争点①」という。）。

(2) 本件行政文書以外に、本件公開請求の対象となる文書が存在するか否か

(以下「争点②」という。)

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件公開請求の対象となる行政文書について

(1) 条例第 6条第 1項について

ア 条例第 6条は、行政文書の公開についての具体的な請求方法を定めたものであり、第 1項では、行政文書の公開を請求する者は、その氏名等のほか、公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項を記載した請求書を提出しなければならないとしている。

イ 同条における公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項とは、公開請求を受けた実施機関が合理的な努力をすることにより、公開請求の対象となる行政文書を特定することができる程度の記載をいう。

(2) 上記第 2 1の本件公開請求に対して、実施機関は上記第 3 2のとおり、ハラスメント審査会が行った審査に係る行政文書と関わりのない、委員等に関する情報を請求するものと解釈して文書の特定をしている。

(3) この点、本件公開請求書の文言からは、社会通念上、特定できない請求とまでは言えない請求ではあるものの、当該記述についてどの部分の証明を求めるものかは具体的に述べられていない。

しかしながら、異議申立人は、上記第 4 2のとおり、実施機関の解釈に基づく文書特定に対して、特定した文書はハラスメント審査会が行った審査と関わりがあると述べるのみであり、実施機関の解釈が誤っている等の主張はしていない。

(4) 上記 (1)から(3)を踏まえると、実施機関が、上記 (2)のとおり解釈して、文書を特定したことは不合理とまではいえない。

したがって、当審査会は、本件対象文書を当該ハラスメント審査会が行った審査に係る行政文書と関係のない、委員等に関する情報を公開請求していることが記載された文書と解し、本件処分が妥当であるか否かを以下検討する。

4 争点①について

(1) ハラスメント審査会の審査事項について

ア 実施機関は、公立大学法人名古屋市立大学ハラスメント防止対策ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を定め、ハラスメントに係る相談を受ける窓口や、人権擁護及びハラスメント対策の観点から事態を客観的に把握・判断し、適正な手続きに則って解決を行うハラスメント対策委員（以下「対策委員」という。）のほか、ハラスメントに関する処分案を審議するためハラスメント審査会を設置している。

イ ガイドライン第 2 ハラスメントの定義によると、ハラスメントとは、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、モラル・ハラスメント、妊娠・出産等及び育児・介護休業等に関するハラスメントを含む人格を傷つける行為、又は人権を侵害する行為をいうとされている。

ウ ハラスメント審査会及びハラスメント調査委員会における、ハラスメント事案の調査の流れは次のとおりである。

(ア) ハラスメント相談者が相手方の処分を望む場合、ガイドラインに基づきハラスメント調査委員会が設置される。

(イ) ハラスメント調査委員会は、ハラスメント申立人（以下「申立人」という。）の主張及び原因事実について整理し、申立人に対して事情聴取を実施する。また、ハラスメント事案の相手方及び関係者に対して個別に事情聴取を実施する。それらに基づき事実認定を行う。

(ウ) 認定できた事実が、ハラスメントに該当するかガイドラインなどをもとに評価を行う。ハラスメントに該当すると評価された場合、加害者や管理監督者の処分案について検討がなされる。

(エ) ハラスメント調査委員会における審議が終了すると、当該事案を担当した対策委員及びハラスメント調査委員会の委員長である実施機関

の副理事長に対してハラスメント調査委員会から報告がなされる。

(オ) 調査委員会の報告を受け、ハラスメント事案を担当した対策委員から副理事長に意見の報告がなされる。

(カ) 副理事長は、意見及びハラスメント調査委員会の検討結果をハラスメント審査会に対して報告する。ハラスメント審査会はその報告を受けて処分案を審議する。

(2) 当審査会が確認したところ、本件行政文書①から③について、以下の事実が認められる。

ア 本件行政文書①について

- (ア) 本件行政文書①に記載されている請求内容は、次のとおりである。
過去の行政文書一部公開決定通知書によって、開示された文書について、以下事項の法的根拠等理由の分かる文書等の情報
- a 支出決定決議書の支出決定と旅費請求書の金額の違いが分かる理由
 - b 支出決定決議書及び旅費請求書の日程と、実際の出発日の違いがあっても良しとする理由
 - c 旅行命令簿にある命令日より前に航空券を購入できる理由
 - d クレジットカード使用に係る明細書が処分されている理由
 - e 人間文化研究科A准教授の勤務時間管理者
 - f 人間文化研究科A准教授の旅費に係る支出決定責任者

(イ) 本件行政文書①に記載されている過去の一部公開決定により開示された文書は、当該准教授が研究のための調査及び資料収集を目的として海外派遣された際の旅費支出関係書類であり、本件行政文書①は当該書類に関連した公開請求書であると認められる。

(ウ) 本件行政文書①に記載されている内容からは、当該書類の記載事項と実際の海外派遣との旅費や日程の違い等をはじめ、当該書類の記載事項に関連した行政文書を求めるものであり、ハラスメント審査に関連する事項の記載があるとは認められない。

(エ) また、本件行政文書①に記載されている人間文化研究科准教授は、当該ハラスメント審査会の委員であった。

(カ) 上記 (ア) から (エ) より、当該准教授が、ハラスメント審査会が行った審査の委員であったこと以外に明確な関係性は認められず、本件行政文書①はハラスメント審査会が行った審査とは何ら関係も認められないと判断せざるを得ない。

(ク) また、異議申立人は上記第 4 2 (2) 及び (6) のとおり主張する。しかし、異議申立人は、当該准教授の旅行等について疑義があること及びハラスメント審査会の開催について疑義があることを述べているのみであり、上記 (ア) の内容が当該ハラスメント審査とどのように関係があるのかまでは主張していないと認めざるを得ない。

(キ) したがって、上記第 3 2 の実施機関の主張のとおり、本件対象文書として本件行政文書①を特定したことに不合理な点は認められない。

イ 本件行政文書②について

(ア) 本件行政文書②に記載されている請求内容は、次のとおりである。
人間文化研究科准教授の海外派遣（第 3 種）申請書一式

(イ) 本件行政文書②に記載されている海外派遣は、上記ア (イ) と同様の海外派遣であり、本件行政文書②は当該海外派遣の申請に係る公開請求書であると認められる。

(ウ) 本件行政文書②に記載されている内容は、上記 (ア) のとおりであり、海外派遣は自身の職務の研究等のために行われたものである。したがって、当該内容からはハラスメント審査に関連する事項の記載があるとは認められない。

(エ) また、本件行政文書②に記載されている人間文化研究科准教授は、当該ハラスメント審査会の委員であった。

(オ) 上記 (ア) から (エ) より、当該准教授が、ハラスメント審査会が行った審査の委員であったこと以外に明確な関係性は認められず、本件行政文書②はハラスメント審査会が行った審査とは何ら関係も認められないと判断せざるを得ない。

(カ) また、異議申立人は上記第 4 2 (2) 及び (6) のとおり主張する。しかし、異議申立人は、当該准教授の旅行等について説明責任を果たしてもらったに過ぎないこと及びハラスメント審査会の開催について疑義があることを述べているのみであり、上記 (ア) の内容が当該ハラスメント審査とどのように関係があるのかまでは主張していないと認めざるを得ない。

(キ) したがって、上記第 3 2 の実施機関の主張のとおり、本件対象文書として本件行政文書②を特定したことに不合理な点は認められない。

ウ 本件行政文書③について

(ア) 本件行政文書③に記載されている請求内容は、次のとおりである。

芸術工学研究科 B 教授及び薬学研究科 C 教授、D 教授、E 教授並びに F 教授について

a 平成24年度及び平成25年度の出勤簿

b 両研究科において平成23年度までは出勤簿が作成されていなかったが、平成24年度以降については作成を始めた経緯

(イ) 本件行政文書③は、上記 (ア) のとおりであるため、当該各教授の出勤簿及び当該各教授が在籍する研究科において出勤簿が作成された経緯に係る公開請求書であると認められる。

(ウ) 本件行政文書③に記載されている出勤簿は、期間、所属名、職員番号、氏名、勤務の月日が記載されており、出勤した日には各教授の押印がされるものである。当該出勤簿は大学に出勤したかどうかを確認するためのものであり、ハラスメント審査会への出席を確認するものではない。したがって、当該内容からはハラスメント審査に関連する事項の記載があるとは認められない。

(エ) また、本件行政文書③に記載されている各教授は、当該ハラスメント審査会の委員であった。

(オ) 上記 (ア) から (エ) より、当該各教授が、ハラスメント審査会が行った審査の委員であったこと以外に明確な関係性は認められず、本件行政文書③はハラスメント審査会が行った審査とは何ら関係も認められないと判断せざるを得ない。

(カ) また、異議申立人は上記第 4 2 (2) のとおり、ハラスメント審査会及び調査委員会に係る出勤簿であると主張するものの、当該出勤簿は、上記 (ウ) のとおりであるため、当該ハラスメント審査と関係があるとまでは認められない。

(キ) 加えて、上記第 4 2 (6) のとおり、ハラスメント審査会の開催について疑義があることを述べているものの、当該ハラスメント審査とどのように関係があるのかまでは主張していないと認めざるを得ない。

(ク) したがって、上記第 3 2 の実施機関の主張のとおり、本件対象文書として本件行政文書③を特定したことに不合理な点は認められない。

(3) 以上のことより、本件行政文書①から③は本件対象文書に該当すると認められる。

5 争点②について

(1) 本件対象文書は、上記 3 (2) のとおり解されるため、本件行政文書①から③以外に特定される行政文書はないか、当審査会が確認したところ、本件公開請求時点において、本件行政文書①から③以外に、特定される行政文書は存在しないとのことであった。

(2) この点、異議申立人の主張からは、請求内容を満たす文書が存在すべき事情を述べてはおらず、存在をうかがわせる事情も見当たらない。

(3) 以上のことより、本件行政文書①から③以外に本件対象文書は存在しないと認められる。

6 異議申立人は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記において述べたとおりであり、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

7 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会からの付言

本件公開請求は、行政文書公開請求の形式をとっているものの、その内容

は、特定の弁明意見書の記載内容に対して、個別具体的な回答を求めるものであり、特定できない請求とまでは言えないものの、当該記述についてどの部分の証明を求めるものかは、具体的に述べられていない。したがって、各実施機関は、請求者に条例第 6 条第 2 項に基づく補正を求めることにより、公開請求の趣旨を確認し、真に、行政文書の公開を求めるものであるのかを明らかにした上で、公開請求に係る決定等を行うべきであった。

今後、実施機関においては公開請求に対する文書の特定にあたり、公開請求の趣旨を的確に把握した上で、適切に対応することを要望する。

第 7 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成27年10月 8日	諮問書の受理
10月30日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
11月27日	弁明意見書の受理
12月 8日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは 反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は 意見陳述申出書を提出するよう通知
平成28年 1月 6日	反論意見書の受理
令和 3年 1月22日 (第33回第 2小委員会)	調査審議
9月24日 (第41回第 2小委員会)	調査審議
10月22日 (第42回第 2小委員会)	調査審議
同日 (第42回第 2小委員会)	異議申立人の意見を聴取
令和 4年 3月25日 (第47回第 2小委員会)	調査審議
4月22日 (第48回第 2小委員会)	調査審議
6月15日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野木昌弘、委員 森絵里、委員 米澤孝充